

防府市新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱

平成29年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市において新規漁業就業を目指す研修生（以下「補助対象者」という。）の経済的負担を軽減するために交付する防府市新規漁業就業者支援事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定め、もって新規漁業就業者の確保及び本市への定着を図ることを目的とする。

(補助対象経費)

第2条 市長は、補助対象者が漁業研修期間中に借り受けた賃貸住宅に対する家賃等について、補助金を交付するものとする。

(交付の申請)

第3条 補助対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、防府市新規漁業就業者支援事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第4条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を防府市新規漁業就業者支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定にあたり条件を付することができる。

(申請内容の変更)

第5条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、交付申請書の内容に次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、速やかに防府市新規漁業就業者支援事業費補助金に係る内容変更報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 賃貸住宅の所在地
- (2) 当該年度の賃貸住宅の入居月数
- (3) 家賃等の月額

(漁業研修の休止及び中止)

第6条 補助対象者は、負傷、疾病その他やむを得ない理由により漁業研修を休止または中止することになったときは、速やかに漁業研修休止・中止報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定額の変更)

第7条 市長は、第5条又は第6条の規定により提出された報告書の内容により、補助金の交付決定額の変更を決定したときは、その旨を防府市新規漁業就業者支援事業費補助金交付決定額変更通知書（第5号様式。以下「交付決定額変更通知書」という。）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第8条 補助金は、交付決定通知書又は交付決定額変更通知書に記載した月別交付決定額ごとに交付するものとし、該当する月の交付決定額を翌月の末日までに交付するものとする。

(完了報告)

第9条 補助対象者は、当該年度の最終月の家賃等の支払いが完了したときは、当該月の末日までに防府市新規漁業就業者支援事業費補助金に係る完了報告書（第6号様式。以下「完了報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を防府市新規漁業就業者支援事業費補助金額確定通知書（第7号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(交付の取り消し等)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 漁業研修を取りやめたとき。
- (2) 家賃を滞納したとき。
- (3) この要綱及び防府市新規漁業就業者支援事業費補助金実施要領の規定に違反したとき。

(4) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その旨を防府市新規漁業就業者支援事業費補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し期限を定めてその返還を命じるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

防府市新規漁業就業者支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

(申請者)

住 所

氏 名

連絡先

年度において、防府市新規漁業就業者支援事業費補助金の交付を受けたいので、防府市新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により申請します。

記

1 交付申請額 円

※ 交付申請額の算出根拠

漁業研修の種類	<input type="checkbox"/> 県事業（新規漁業就業者定着促進事業） <input type="checkbox"/> 国事業（新規漁業就業者総合支援事業）
研修先受入先	山口県漁協吉佐支店 支所
研修月数（全期間）	月（ 年 月 日～ 年 月 日）
当該年度の研修月数①	月（ 年 月 日～ 年 月 日）
賃貸住宅の所在地	
当該年度の賃貸住宅の入居月数②	月（ 年 月 日～ 年 月 日）

補助金交付対象月数③ 初日：①または②の初日の遅い日付 末日：①または②の末日の早い日付	月（ 年 月 日～ 年 月 日） ※初日とその月の初日でない場合及び末日とその月の末日でない場合は 当該月を補助金交付対象月数から除外
家賃等の月額④ (千円未満切捨て)	円
	家賃月額 円 駐車場料月額（1台分） 円
補助金限度額（月額）⑤	30,000円
補助金算定基礎額⑥	円 ※④又は⑤のいずれか低い金額
交付申請額（⑥×③）	円

2 添付書類

- (1) 住民票の写し
- (2) 賃貸借契約書の写し
- (3) 研修生であることが確認できる書類又はその写し
- (4) 市税の滞納がないことの証明又はその写し

3 .取引金融機関

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 漁業協同組合 農業協同組合		本店 支店 支所
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※口座番号、口座名義人が確認できる通帳（表紙裏）の写しを添付すること。

第2号様式

防府市新規漁業就業者支援事業費補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

(宛先)

防府市長 印

年 月 日付けで申請のあった 年度防府市新規漁業就業者支援事業費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、防府市新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

記

交付決定額	円			
月別交付決定額 (交付決定額の内訳)	4月	円	10月	円
	5月	円	11月	円
	6月	円	12月	円
	7月	円	1月	円
	8月	円	2月	円
	9月	円	3月	円

【交付の条件】

- 1 補助金の交付の対象となった家賃等の月額及び当該家賃等の支払いが確認できる書類を整備し、当該年度の翌年度から5年間保管すること。
- 2 防府市新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合、又は同条第3項の規定により補助金の返還を命じられた場合においても、異議がないこと。

第3号様式

防府市新規漁業就業者支援事業費補助金に係る内容変更報告書

年 月 日

(宛先) 防府市長

(申請者)

住 所

氏 名

連絡先

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった 年
度防府市新規漁業就業者支援事業費補助金について、交付申請書の内容に変更
が生じたので、防府市新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱第5条の規定
により報告します。

記

変更が生じた項目 ※該当する□に印を付けること。	<input type="checkbox"/> 賃貸住宅の所在地 <input type="checkbox"/> 当該年度の賃貸住宅の入居月数 <input type="checkbox"/> 家賃等の月額 <input type="checkbox"/> 研修期間
変 更 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日

変更の内容（変更が生じた項目のみ記載すること。）		
項 目	変 更 前	変 更 後
賃貸住宅の 所在地	防府市	
当該年度の 研修月数	月 (年 月 日 ～ 年 月 日)	月 (年 月 日 ～ 年 月 日)
当該年度の 賃貸住宅の 入居月数	月 (年 月 日 ～ 年 月 日)	月 (年 月 日 ～ 年 月 日)
		月 (年 月 日 ～ 年 月 日)
家賃等の月額	円	円
	家賃月額 円	家賃月額 円
	駐車場料月額（1台分） 円	駐車場料（1台分） 円

※1 「変更前」の欄は、交付申請書の内容（既に変更の報告を行っている場合は直近の内容）を記載し、「変更後」の欄は、変更後の内容を記載すること。

※2 転居の場合、「当該年度の賃貸住宅の入居月数」の項の「変更後」の欄は、上段に転居前の賃貸住宅の入居月数を、下段に転居後の賃貸住宅の入居月数を記載すること。

※3 変更が確認できる書類又はその写しを添付すること。

第4号様式（第8条関係）

漁業研修休止・中止報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

（申請者）

住 所

氏 名

連絡先

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった 年
度防府市新規漁業就業者支援事業費補助金について、下記のとおり漁業研修を
中断・中止することになったので、防府市新規漁業就業者支援事業費補助金交
付要綱第6条の規定により報告します。

記

休止・中止の理由	
休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
中止日	年 月 日

第5号様式

防府市新規漁業就業者支援事業費補助金交付決定額変更通知書

番 号
月 日

(宛先)

防府市長 印

年 月 日付けで提出のあった報告書に基づき、下記のとおり
年度防府市新規漁業就業者支援事業費補助金の交付決定額を変更したので、防
府市新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

区 分		変 更 前	変 更 後
交 付 決 定 額		円	円
月別交付決定額	4月	円	円
	5月	円	円
	6月	円	円
	7月	円	円
	8月	円	円
	9月	円	円
	10月	円	円
	11月	円	円
	12月	円	円
	1月	円	円
	2月	円	円
	3月	円	円
変 更 理 由			

【交付の条件】

- 1 補助金の交付の対象となった家賃等の月額及び当該家賃等の支払いが確認できる書類を整備し、当該年度の翌年度から5年間保管すること。
- 2 防府市新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合、又は同条第3項の規定により補助金の返還を命じられた場合においても、異議がないこと。

第6号様式

防府市新規漁業就業者支援事業費補助金に係る完了報告書

年 月 日

(宛先) 防府市長

(申請者)

住 所

氏 名

連絡先

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった 年
度防府市新規漁業就業者支援事業費補助金について、当該年度の最終月の家賃
等の支払いが完了したので、防府市新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱
第9条の規定により報告します。

記

交付決定額①					円
当該年度に支払った家賃等の総額②					円
②の月別支払額	4月	円	10月	円	
	5月	円	11月	円	
	6月	円	12月	円	
	7月	円	1月	円	
	8月	円	2月	円	
	9月	円	3月	円	
差引(②-①)					

※ 上記②の家賃等を支払ったことが確認できる書類又はその写しを添付すること。

第7号様式

防府市新規漁業就業者支援事業費補助金額確定通知書

番 号
年 月 日

(宛先)

防府市長 印

年 月 日付けで完了報告のあった 年度防府市新規漁業就業者
支援事業費補助金の額について、下記のとおり確定したので、防府市新規漁業
就業者支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金の確定額①					円
①の内訳 (月別確定額)	4月	円	10月	円	
	5月	円	11月	円	
	6月	円	12月	円	
	7月	円	1月	円	
	8月	円	2月	円	
	9月	円	3月	円	
交付決定額②					
差引(②-①)					

第8号様式

防府市新規漁業就業者支援事業費補助金交付決定取消通知書

番 号
年 月 日

(宛先)

防府市長 印

年 月 日付け 第 号により交付決定を通知した 年度防府市新規漁業就業者支援事業費補助金について、下記のとおり取消しを決定したので、防府市新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

交 付 決 定 額	円
取 消 額	円
取 消 区 分	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部
取 消 理 由	
交 付 済 の 補 助 金 額	円
交 付 済 補 助 金 返 還 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
補 助 金 返 還 額	円
返 還 期 限	年 月 日